

養老溪谷周辺の地域づくりに関する調査事業 企画提案募集要項

1 事業の目的

観光振興による地域経済の活性化に向けて、地域の現状分析などの基礎調査、周辺地域における観光客の移動手段確保のための調査を行うことにより、地域の課題と、地域が向かうべき方向性を整理する。

さらに、当該地域における経済活動の活性化を図るため、企業等へのアプローチを実施するとともに、具体的な取組の整理を行うなど、将来を見据えた新たな民間資本の呼び込むための取組を推進することを目的とする。

2 募集対象事業

(1) 業務名称

養老溪谷周辺の地域づくりに関する調査事業

(2) 事業内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約金額

委託料の上限は、消費税及び地方消費税込みで30,000,000円とし、本企画提案に係る費用については、すべてこれに含むものとします。

(4) 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 応募資格

企画提案書を提出する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了までの間に、千葉県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者

若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 応募方法（企画提案書の提出）等

（1）企画提案書提出意向調書の提出

企画提案書を提出する意向がある事業者は、以下により、別紙1「養老溪谷周辺の地域づくりに関する調査事業 企画提案書提出意向調書」を提出すること。

- ・方法：「9 問合せ先及び応募先」まで、メール送付すること。
- ・件名：養老溪谷周辺の地域づくりに関する調査事業に係る企画提案書提出意向調書について
- ・締切：令和7年11月17日（月）17時

（2）質問の受付・回答

応募に関する質問は、以下により行うこと。

- ・方法：「9 問合せ先及び応募先」まで、メール送付すること。
- ・件名：養老溪谷周辺の地域づくりに関する調査事業について
- ・記載事項：事業者名、担当部署・担当者名、連絡先（メールアドレス・電話）
- ・締切：令和7年11月12日（水）17時
- ・回答：企画提案書の提出意向の連絡があった全事業者に対し、メールにより回答。

（3）応募説明会の開催

以下の日程で応募説明会を開催。

- ・開催日時：令和7年11月10日（月）10時から（予定）
- ・開催場所：Zoomを利用したオンライン説明会
- ・申込方法：令和7年11月7日（金）17時までに、別紙2「説明会申込書」により「9 問合せ先及び応募先」のアドレスまで、メールにて申し込むこと。

（4）企画提案書の提出

ア 受付期間

令和7年11月19日（水）17時まで（必着）

イ 提出方法

応募先へメールでデータを提出すること。※データ容量が7.2MBを超えるメールは受信できないので、要領が大きい場合はファイル送信サービス等を利用し、送信後は受信確認のための電話を入れること。

ウ 提出データ形式

PDF 又は Word、Excel、Power Point 等の Windows11（OS）、Microsoft Office365 を搭載したパソコンで、閲覧が可能なものとする。※提出された企画提案書及び添付書類のデータは返却しません。

エ 応募提出書類

①企画提案書（別紙3・様式第1号）

②企画提案に関する調書（別紙3・様式第2号）

※A4判、20ページ以内としてください。

※仕様書を参照の上、具体的な内容を記載してください。

※独自提案にかかる審査基準については、「5 選考について（3）審査基準」に留意してください。

③業務に要する経費見積書（別紙3・様式第3号）

④提案者に関する調書（別紙３・様式第４号）

⑤法人の定款又はこれに準ずる書類

５ 選考について

（１）選考方法

選考委員会において、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（１提案者につきプレゼンテーション１５分、ヒアリング１５分の計３０分程度）を実施し、最高点を獲得した１団体を委託先候補に選定します。実施時期は、令和７年１１月下旬～１２月上旬頃を予定しています。詳細については、企画提案者に別途連絡いたします。

（２）プレゼンテーション・ヒアリングを実施する場合で、企画提案者が５者を超えたときは、あらかじめ事務局（観光政策課）が書面審査を行い、選考委員会の審査対象となる団体を５者選定します。

（３）審査基準

審査に当たっては、次の審査基準により総合的に評価し、選考します。なお、「仕様書」記載事項に対応していない場合は、減点又は失格とします。

審査項目		審査基準
企画提案内容	業務内容の理解	・事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
	各種業務内容	● 養老溪谷の現状に関する基礎調査 ・旅行者等への調査手法は旅行者の性向を十分に把握できるものとなっているか。
		● 広域における交通手段の確保に向けた可能性調査 ・人流データサービスや他地域の事例については、当該エリアの課題を踏まえて十分目的を達成できるものとなっているか。
		● 企業誘致に向けた民間事業者へのアプローチ ・ヒアリング先企業やヒアリング企業の選定基準は本事業の主旨を理解し、十分に目的を達成できるものとなっているか。
業務遂行能力	業務実施体制	・業務を円滑に実施するための体制を有しているか。 ・業務遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・業務スケジュールは提案内容の実行が可能なものとなっているか。 ・事業終了後も地域において引き続き伴走できる体制となっているか。
	類似業務の経験・実績	・業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
経費の妥当性		・所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。 ・費用対効果に十分配慮した経費となっているか。

(4) 審査結果

審査結果は、応募者全員に通知します。

(5) 契約について

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結します。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

6 契 約

(1) 契約時期

令和7年12月中旬(予定)

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更させていただく場合があります。

イ 契約に当たっては、千葉県財務規則(以下「規則」という。)第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要です。

ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあります。

ウ 業務料の支払いについては、原則として精算払いとします。

エ 当該業務の全部を第三者に委託することはできません。ただし、当該業務の一部を委託することについては、事前に県の承諾を得たときはこの限りではありません。

7 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とします。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

(3) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。

(5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

(6) 提案に関連して談合等の不正があったとき。

(7) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

(8) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

8 その他

- (1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を、第三者に委任し又は請け負わせてはいけません。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとします。
- (2) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書及び添付書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 受理された企画提案書は、本業務以外に使用することはありません。
- (5) 提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該企画提案書を無効とします。また、採用後にその事実が発覚した場合には、採用を取りやめる場合があります。
- (6) 採用された場合には、本県と十分協議を行いながら業務を遂行するものとします。なお、採用された企画提案書の内容については、変更・修正する場合があります。また、協議により本県から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本県は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとします。
- (7) 本契約により製作された製作物の著作権は千葉県に帰属します。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

9 問合せ先及び応募先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部観光政策課新たな観光推進室

電 話：043-223-3492

メール：kanko-o@mz.pref.chiba.lg.jp